

告示

埼玉県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
麻見江ホスピタル	名称	医療法人眞美会 麻見江ホスピタル	麻見江ホスピタル
アオキ薬局	名称	有限会社エフエムメデイカル アオキ薬局	アオキ薬局

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所名称	施術所名称		
清宮 忠	施術所名称	施術所名称	ひかり訪問鍼灸・マッサージ大宮北	ひかり訪問鍼灸・マッサージさいたま北
藤井 里実	施術所名称	施術所名称	訪問鍼灸マッサージ結び	鍼灸マッサージ結び

島野 百合子	
施術所	
所在地	名称
一〇二 熊谷市村岡三〇〇一五	KEiROW熊谷中央 ステーション
熊谷市宮町二一三二	しまのゆりこ 鍼灸院